

議案第87号

新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」を「停車帯、自転車通行帯」に改め、同条第5項中「の車道」を「の車道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第5条第2項中「副道」を「副道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を

設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「多い道路」を「多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「自転車の交通量が多い」を「自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の」に、「歩行者の交通量が多い道路」を「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第9条第1項中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第10条第1項中「自転車道」を「自転車道若しくは自転車通行帯」に改める。

第30条第3号中「車道」を「車道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第39条中「第7条」を「第7条、第7条の2第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に関する基準を定めるとともに、自転車道の設置に関する基準を改めるため、本案を提出する。